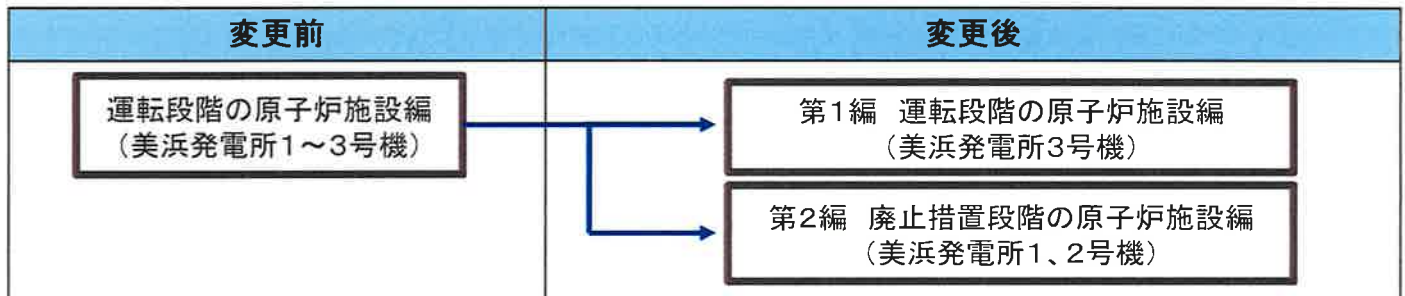


美浜発電所1、2号機の廃止措置に伴う  
原子炉施設保安規定変更認可申請書の概要

添付資料

①原子炉施設保安規定の構成の見直しについて

従来、美浜発電所1～3号機で共通の記載としていた構成から、運転段階である美浜発電所3号機（第1編）と廃止措置段階である美浜発電所1、2号機（第2編）に分ける構成に見直し、それぞれの規定事項を明確化した。



②原子炉施設保安規定の変更内容について(以下、主なものを記載)

美浜発電所1、2号機の原子炉施設保安規定(第2編)について、廃止措置を実施するために必要な事項を追加するとともに、廃止措置に伴い不要になる規定について削除した。

| 章                    | 変更前(運転段階)                                 | 変更後(廃止措置段階(第2編))                                          |
|----------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第3章<br>保安管理体制※       | —                                         | 原子炉施設の廃止措置に係る保安の監督を行う廃止措置主任者の選任、職務についての記載を追加              |
| ※変更前の章は「保安管理体制および評価」 | 原子炉施設の運転に関し保安の監督を行う原子炉主任技術者の選任、職務についての記載  | 削除                                                        |
| 第4章<br>廃止措置管理※       | —                                         | 原子炉容器へ燃料を移送するための燃料移送管の閉止および施錠といった運転停止に関する恒久的な措置についての記載を追加 |
| ※変更前の章は「運転管理」        | 原子炉起動前の確認事項や運転上の制限に関する事項などの原子炉の運転管理に関する記載 | 削除                                                        |
| 第10章<br>保安教育         | —                                         | 廃止措置の概要や運用に関する教育を追加                                       |
|                      | 「シミュレータ訓練」など、運転管理に関する教育について記載             | 削除                                                        |